

令和8年度事業計画書

事業の実施方針

令和7年度における廃棄物、3R、資源循環を取り巻く状況は、これまでと同様内外において大きな変化が続けている。まずは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正法が令和7年5月に成立し、再生資源の利用義務化、環境配慮設計の促進、グリーントランスフォーメーション（GX）に必要な原材料の再資源化促進等を図ることとされた。

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」は令和7年11月に本格施行され、公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）においても同法に基づく認定を促進するための業務を実施している。

また、先進事例の共有や自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを促進することで、新規の資源循環ビジネスの創出を支援する「第1回資源循環自治体フォーラム」が令和7年9月に大阪で開催され、また「資源循環自治体フォーラム（地方版）」が全国6地域で開催された。これらについて、3R・資源循環推進フォーラムが環境省、地方環境事務所等とともに主催者として参画したところである。

更に欧州の規制強化等の国際的変化に対応しながら、自動車向けの再生プラスチックの供給を拡大する環境省の事業も開始され、財団が補助事業の執行団体として業務を実施した。

財団においては、こうした内外の大きな動きを踏まえ、時代の変化、社会的要請の変化に着実に対応することにとどまらず、これら変化の未来の先取りをして「廃棄物」、「資源循環」、「循環経済」の分野で社会に貢献できる財団を目指す。

こうした方向性のもとで令和8年度においても、引き続き、財団の公益目的事業である廃棄物・3Rに係る調査研究事業、調査研究成果の普及啓発事業及び我が国循環産業の国際展開支援事業を進めていく。

令和8年度は、下記の課題を中心に、国や自治体などからの受託事業や自主事業により、関連調査等を行っていく。主な事業・業務の概要は下記Ⅰ～Ⅲの通りである。

- ① 大規模災害発生時における円滑な廃棄物処理の実施
- ② 廃棄物分野における地球温暖化対策の推進
- ③ 海面最終処分場の安定化及び利用の促進
- ④ プラスチックの資源循環の推進
- ⑤ 次世代静脈インフラの構築に向けた包括的研究
- ⑥ 3R・循環経済研究会の開催
- ⑦ 3R（特に2R）、資源循環を進める活動の推進
- ⑧ 海外循環ビジネスの支援

I 廃棄物・3Rに係る調査研究事業（公1）

1. 受託等事業

次の業務の実施に向け、関連委託・請負業務の入札に参加するなどして受注を図る。

（1）大規模災害発生時における円滑な廃棄物処理の実施

環境省が推進する自治体の災害対応力強化方策の一環として、災害廃棄物分野における人材育成に資する調査業務を行う。

また、国立研究開発法人国立環境研究所が取り組んでいる災害廃棄物分野の関連調査研究、地方自治体が実施する人材育成等の業務を行う。

（2）廃棄物分野における地球温暖化対策等の推進

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち「プラスチック資源・金属資源のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」、「地域共生型廃棄物発電等導入促進事業」（うち地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業）及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」（うち国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業）並びに脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金「先進的な資源循環投資促進事業」について、補助事業者（間接補助金の執行団体）としての業務を行う。

（3）海面最終処分場の安定化及び利用の促進

大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する、処分場の廃止が容易となる効果的な埋立方法や適正な維持管理手法の確立等のための環境保全対策調査業務を行う。

（4）プラスチックの資源循環の推進に関する調査研究

自動車における再生プラスチック等の供給拡大に向けた産官学連携を推進する事業の執行団体としての業務を行う。

2. 自主事業

（1）共同研究事業（次世代静脈インフラの構築に向けた包括的な研究）

令和7年度に引き続き、学識経験者、会員のメーカーと共同で、ごみ焼却施設と下水処理施設の連携促進、廃プラスチックの動向分析、廃棄物処理施設の脱炭素・省CO₂等に関する研究で構成する「次世代静脈インフラの構築に向けた包括的な研究」を実施し、具体的な方策を検討する。

（2）プラスチックの資源循環に関する業務

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、4つの製品分野（清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器）の設計認定基準が本年1月から施行されたことから、プラスチック使用製品の設計認定に必要な、プラスチック使用製品設計指針への適合性について技術的な調査を行う指定調査機関としての業務を実施する。また資源循環や環境配慮設計に関連する調査研究を行う。

（3）3R・循環経済研究会の実施

令和5年1月に立ち上げた3R・循環経済研究会について、我が国における動脈産業と静脈産業の連携の強化と循環経済の達成に向けて、引き続き研究会の開催、国内外の視察等の活動を継続する。

Ⅱ 廃棄物・３Ｒに係る調査研究の成果の普及啓発事業（公２）

上記Ⅰの廃棄物・３Ｒに係る調査研究の成果の広報、３Ｒの推進についての国民への普及啓発等を通じて、環境保全、公衆衛生の向上、循環型社会形成の推進及び地球環境の保全に資する事業を実施する。

１．受託等事業

（１）３Ｒ（特に２Ｒ）活動の推進

環境省が実施する３Ｒや資源循環の取組を推進するための啓発活動等に関する業務を行う。
また、関係団体が実施する容器包装の３Ｒに関するセミナーの企画運営等を行う。

２．自主事業

（１）３Ｒ・資源循環推進フォーラム支援事業

財団内に事務局を置く、産官学民が参加する国民運動を行う３Ｒ・資源循環推進フォーラムの業務が円滑に行われるよう支援を行う。

（２）年次報告会等の開催事業

財団における廃棄物・３Ｒに係る調査・研究の成果を幅広く周知するため、財団及び３Ｒ・資源循環推進フォーラムの年次報告会を開催するとともに、関係団体等におけるセミナー開催等についても、共催、後援等により支援する。

（３）インターネットによる情報提供事業

廃棄物・３Ｒに関する財団の取組に加え、国、地方公共団体、企業、ＮＰＯ等の最新情報を取りまとめたメルマガ「３Ｒ・廃棄物ニュース」を月に２回程度、毎回約 7,700 の受信先に配信する。

また、財団のウェブサイトを活用し、業務内容に関する情報発信の充実と迅速な提供、英文による情報発信の充実等を行う。

（４）資料・パンフレット等の作成・配布

廃棄物・３Ｒに関する財団の取組等の情報を分かりやすく取りまとめた資料やパンフレットを関連セミナー等で配布する。

Ⅲ 我が国循環産業の国際展開支援事業（公３）

１．受託等事業

次の業務の実施に向け、関連委託・請負業務の入札に参加するなどして受注を図る。

（１）我が国循環産業の国際展開による地球温暖化対策の推進

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち「資源循環分野の脱炭素化促進事業」について、補助事業者（間接補助金の執行団体）としての業務を行う。

（２）廃棄物分野における国際協力の支援

廃棄物管理分野については、本邦企業による海外展開が企図されており、同取組に対する環境省による支援措置に参画し、本邦企業の海外展開へのさらなる展開支援の強化を行う。また、地方公共団体と環境省における廃棄物管理に関する国際協力のネットワーク化について、令和

7年度までの調査研究の成果等を踏まえて、情報発信・情報交換やウェブサイトのコンテンツの整備を行うなど、さらなる充実・深化を行う。

(3) 国際金属資源循環業務

令和7年度に引き続き、本事業の実施により、ASEAN等の途上国へE-wasteに係る法令や回収・解体処理事業者の登録許可制度等の制度構築支援を行い、現地事業者（回収・解体処理等事業者）と日本企業の協働の支援を目指す。

2. 自主事業

(1) 国際協力プログラムに係る情報提供等による事業者への支援

国際展開事業に関心を持つ会員（以下「センター会員」という。）との情報交換・意見交換、センター会員を対象に開催する「内外動向セミナー」等による情報提供、個別の助言等を行う。

(2) 関係団体への情報提供

センター会員の要請等に応じて、関心の高い開発途上国における海外事情等に関する情報提供を行う。